

補足給付における資産等の勘案に関する 昨年の介護保険部会での議論

介護保険部会意見書(抜粋)

Ⅲ 介護保険制度の見直しについて

6 低所得者への配慮

(家族の負担能力の勘案)

○ 特養の入所者については、現在、入所者の約4分の3が補足給付を受給している。しかし、これらの者の中には、入所前に同居していた家族に負担能力がある場合や、入所者自身が資産を保有しているケースがある。このため、補足給付の低所得者対策としての趣旨を徹底する観点から、保険者の判断により、施設入所者について可能な範囲で家族の負担能力等を把握し、それを勘案して補足給付の支給を判断することができる仕組みとすべきである。

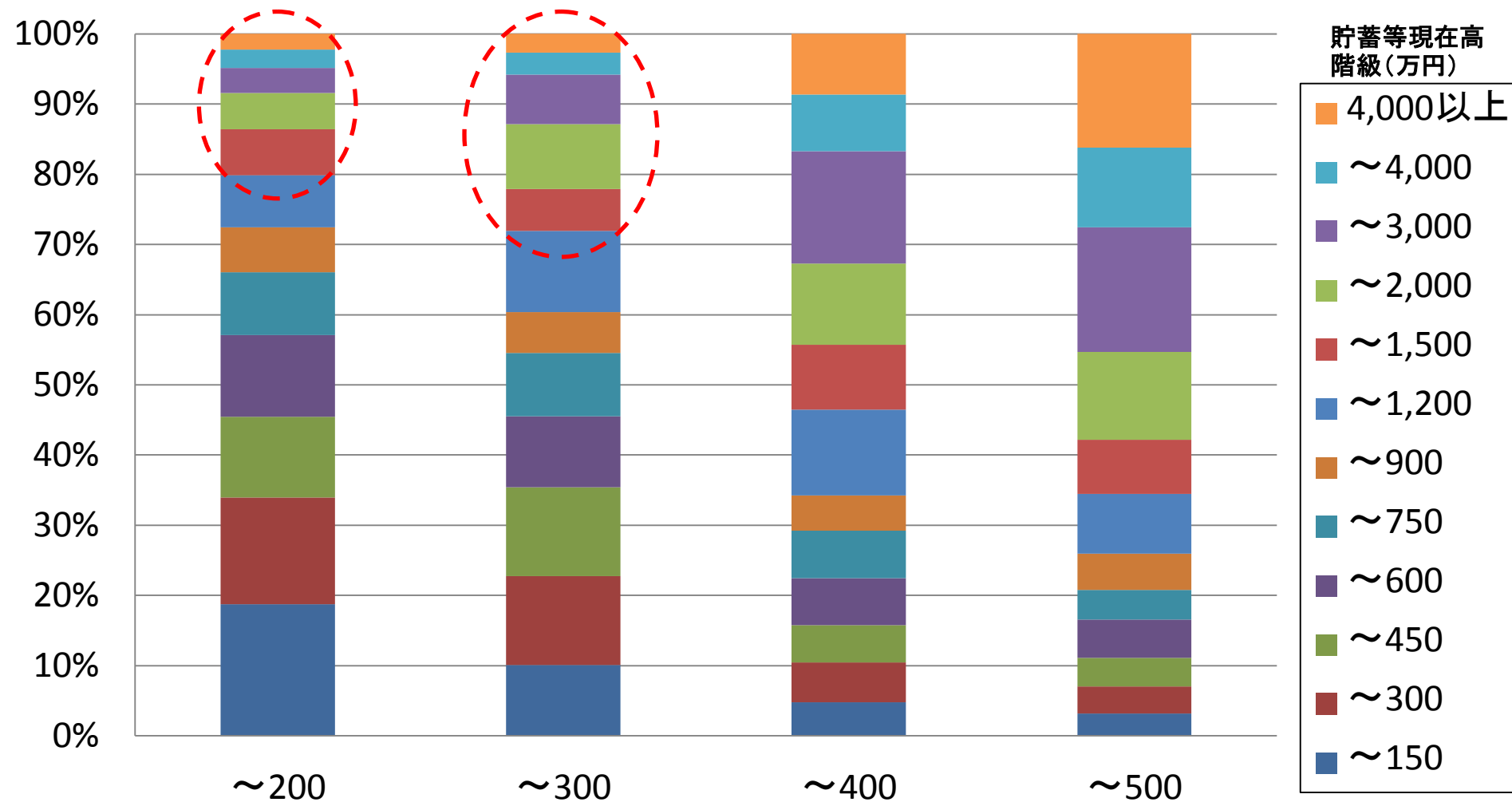
一方、保険者によって取扱いに違いが生じることが想定されることや、正確な資産把握が困難と考えられることから、慎重な検討が必要であるとの意見があった。

主な意見

- 現行の補足給付は、ある程度所得のフローについて考慮しているが、資産も含めて考慮していくという議論は、公平性を確保する観点から必要。
- 補足給付は、介護保険からは外して別の枠組みでやることとし、その上で、預貯金なり資産なりも考慮した上で受給対象者を決めるようにやる方がいい。
- 特養入所に当たって世帯分離をしなければ家族の負担が重くなる。補足給付は、あくまで本人の所得に着目して行われるべき。
- 現実的には、資産状況の正確な把握が困難であるということ、世帯認定や資産の把握の事務作業が増大することなど、課題も多い。保険者の意見も十分に踏まえた慎重な検討が必要。
- 例えば老人保健施設は中間施設であり、在宅に帰ることが想定されているのだから、資産を処分しなければ入所できないような状況にならないようにすべき。資産要件を課すのは適当ではない。

夫婦高齢者世帯の収入階級別貯蓄等保有状況

○ 収入200万円未満の世帯で貯蓄等が1,200万円以上の世帯の占める割合は20%、収入200万円以上300万円未満の世帯では28%。

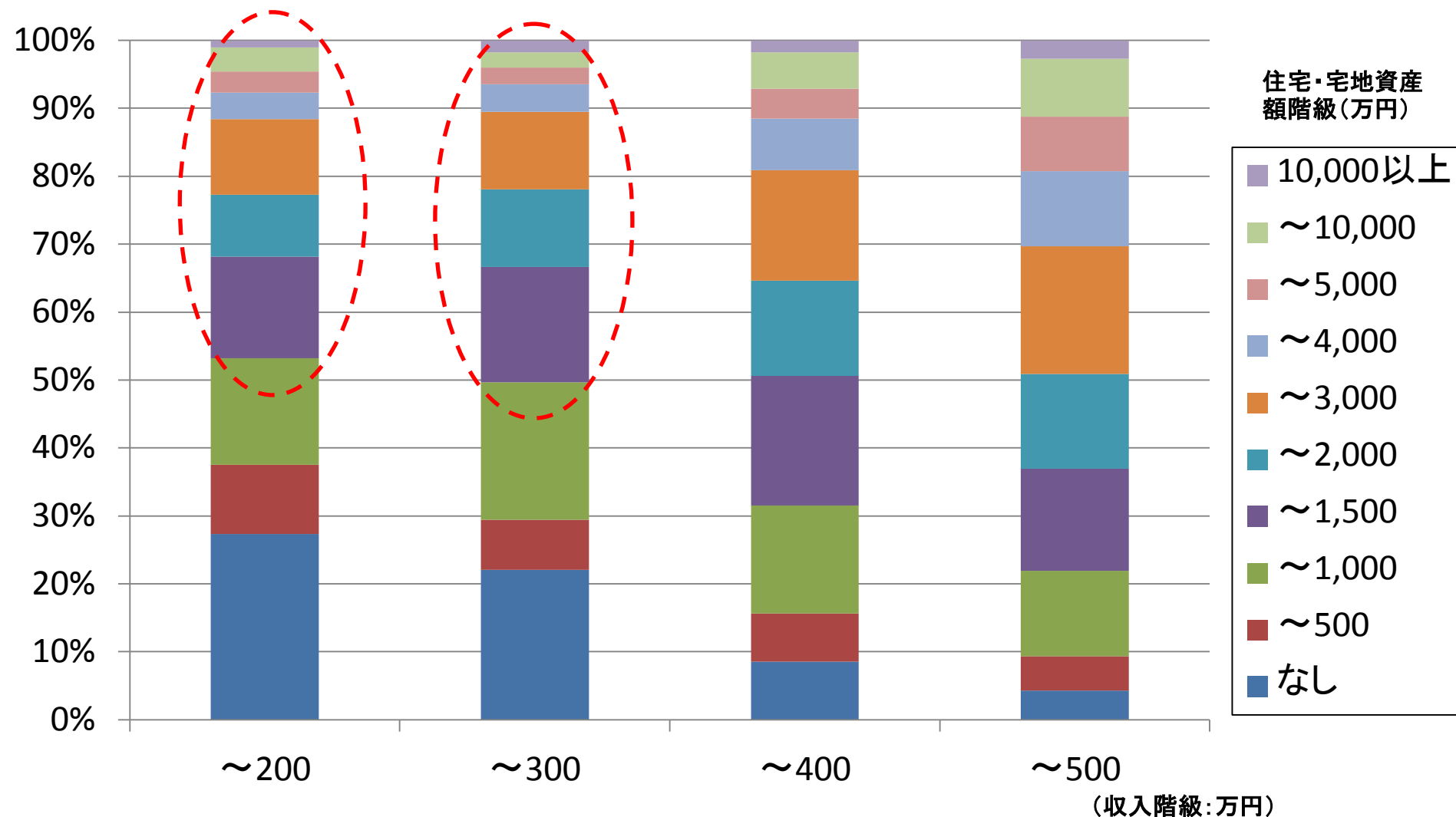


(注)「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す [出典]平成21年全国消費実態調査

(収入階級:万円)

夫婦高齢者世帯の収入階級別住宅・宅地資産額状況

○ 収入200万円未満の世帯で住宅・宅地資産額が1,000万円以上の世帯の占める割合は47%、収入200万円以上300万円未満の世帯では50%。



(注)「夫婦高齢者世帯」とは65歳以上の夫婦のみの世帯を指す [出典]平成21年全国消費実態調査

補足給付における資産の勘案

○ 市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置では、資産を勘案して給付を実施している。

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

本人または世帯員が市町村民税を課税されている第4段階の高齢夫婦世帯で、一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された配偶者の在宅での生計が困難になるような場合に、第3段階とみなして特例的に補足給付を支給。

この特例の対象は、①～⑥の要件すべてを満たす者。対象期間は、③の要件に該当しなくなるまでの間で、食費もしくは居住費又はその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額が適用される。

減額は、利用者の申請にもとづき、市町村が確認の上行われる。

特例減額措置の要件(すべてを満たす)	備考
①その属する世帯の構成員の数が2以上	高齢夫婦世帯を念頭に置いているが、当該世帯に限られない(年齢要件は定めない)
②介護保険施設(及び地域密着型介護老人福祉施設)に入所・入院し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担	施設入所に当たり世帯分離し、第3段階以下になる場合は適用されない ショートステイについては適用されない
③世帯の年間収入から施設の利用者負担(1割負担、食費、居住費)の見込額を除いた額が80万円以下 ●世帯:施設入所に当たり世帯分離した場合でも、世帯の年間収入は従前の世帯構成員の収入で計算 ●収入:公的年金等の収入金額+合計所得金額(雑所得を計算する上では、公的年金等に係る雑所得を算入しない) ●施設の利用者負担:特例減額措置の申請の際に入所する施設の1割負担、食費、居住費の見込額を計算	○所得証明書の提出または収入について申告 ○源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類、施設の契約書の写しを添付
④世帯の現金、預貯金等の額が450万円以下 (預貯金等には有価証券、債権等も含まれる)	○現金、預貯金の申告・通帳の写しを添付 ○有価証券等について申告
⑤世帯がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していない	○世帯がその他利用しうる資産を有していないことを申告
⑥介護保険料を滞納していない	

資産を考慮した制度の一例

要保護世帯向け不動産担保型生活資金の概要

1 趣旨

【ストックのフロー化】

- 居住用不動産の現金化を容易にし、所有する住居に住み続けながらその活用を促す施策として創設。

【生活保護における居住用不動産の活用の徹底】

- 居住用不動産を有する高齢者世帯について、当該貸付金の利用を生活保護に優先させるとともに、利用している間は生活保護の適用を行わない。

2 実施主体

都道府県社会福祉協議会

3 貸付対象

原則として65歳以上の高齢者世帯で評価額500万円以上の居住用不動産資産を有し、本貸付金を利用しなければ保護の受給を要する世帯であると福祉事務所が認めた者

4 対象となる不動産

- ・ 評価額500万円以上の不動産(集合住宅含む)
- ・ 他の債権の担保になっていないこと

5 貸付条件

貸付限度額: 評価額の7割(集合住宅は5割)

貸付月額: 生活扶助基準額の1.5倍以内(福祉事務所の証明による)

貸付利子: 年利3%又は長期プライムレート(H23.4.1現在: 1.60%)のいずれか低い利率

償還時期: 借受人死亡時(配偶者が契約を承継する場合は、その配偶者死亡時)

連帯保証人: 不要

6 手続き

福祉事務所において、生活保護受給の要否及び貸付対象世帯該当性を判断し、該当する場合は、福祉事務所において、申請者に貸付の利用を指導するとともに、貸付対象世帯である旨の通知書及び必要事項を調査書等としてまとめたものを社協へ送付

7 その他

貸付原資負担割合: 国3/4、

都道府県又は指定都市1/4

貸付事務費負担割合: 国1/2、都道府県1/2

(不動産鑑定費用、登記に係る費用は保護の実施機関が負担)

“Medicaid Estate Recovery”について

(アメリカのメディケイドにおける受給者の遺産からの費用徴収)

- 1965年のメディケイドの創設当初から、一定の条件の下、州が死亡したメディケイドの受給者の遺産から費用を徴収することが認められていた。
- 1993年の連邦法 (Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993) により、この費用の徴収が州の義務となり、メディケイドの施設サービス、在宅サービス、介護サービスに伴う医療の提供を受けていた受給者が死亡した場合、その遺産から州が費用を徴収することとなった。
- 費用の徴収の対象とする資産は各州法で定められるが、少なくとも受給者が遺言により子孫に残す遺産は費用の徴収対象とされ、それ以外の資産も徴収の対象とすることができる。
- 費用の徴収が不効率(資産が少ない等)の場合は、費用の徴収を免除することができる。
- 費用の徴収額は、受給者が55歳以降に受けた給付の総額を超えない。
- 遺族に遺族自身の資産から費用負担を求めることは禁じられているが、受給者が住んでいた住居はこの限りでない。
- 配偶者が生存している場合や、21歳未満や障害を持つ子どもがいる場合、兄弟や子どもが遺産である住居に居住している一定の場合については、費用の徴収をすることができない。

○ 「世代内(特に高齢世代内)での公平の確保、所得再分配機能の強化を図る」(「社会保障・税一体改革成案」)観点から、

- 在宅や居住系サービス利用の場合は自己負担となる居住費について、施設入所の場合には補足給付により助成を受ける一方、その結果保有する居住用資産や預貯金が保全されることについて、見直しが必要ではないか。
- 昨年の議論においては、正確な資産把握の困難さや保険者の事務負担の増加等への懸念が示されているが、上記の観点に立って、具体的に運営可能な仕組みの検討に着手すべきではないか。